

市特別職の期末手当・報酬の支給は日割計算か

問

市特別職の報酬は、在職日数に比例して支払うべきと思う。一部他市においては、1日でも在職している、報酬が1カ月分満額支払われたり、期末手当は、3割支給されると聞く。本市は、どうなっているか。日割計算でない場合は、是正する気はないか。

答

総務部長

市長・副市長・教育長の給与は、新たに就任した場合はその日から、また離職した場合はその日までとしており、いずれも在職した日数に応じて日割計算で支給している。ただし、死亡した場合には、

水田 恒二 議員



その月1カ月分は支給することになる。

期末手当は、6月1日と12月1日を基準日とし、その前6カ月間の在職期間に応じた支給する。

現在の例規では、1日在职した場合でも、3割が支給され、県内の他市にも確認したが、いずれも本市と同様の取扱いである。この取扱いの根拠は、国の特別職の職員の給与に関する法律等に準拠した内容である。

県事業の負担金問題

問

国直轄事業に多くの知事から、明細や話合いのない負担金請求には、応じられない旨の声がある。県事業における市の負担金の在り方について、市長はどう考えるか。

答

中村市長

土木建設事業負担金は、経済不況等の事情で平成11年度に廃止されたが、受益と負担の公平性を確保し、立ち遅れている社会資本の整備を図る理由により、平成13年度に復



伊予港の工事現場

活した。直接地域の日常生活や経済活動の向上に結びつく県単独で実施する道路及び災害防止目的以外の河川事業と鉄道高架、街路、都市公園事業等について負担している。

全国知事会は国に対し、直轄事業負担金は、維持管理費は、本来管理主体が負担すべきとの理由により、即刻廃止するよう要望している。ただ、地元負担金が廃止されると、今後の社会資本整備が遅れることが懸念され、近隣市町と連携を取りながら対応していきたい。

麻しん・風しんの予防接種について

問

麻しん・風しんの定期予防

接種は、年2回とされている。2回目の最後の機会は、高校3年生時となっているが、看護実習・修学旅行等で時期を早めて、接種しなければならぬ生徒もいる。申請すれば任意接種も、定期接種同様、無料にしてほしい。

答

中村市長

平成19年度に麻しん・はしかが大流行し、高校や大学で休校等の措置がとられたことをきっかけに、厚生労働省は、麻しんに関する特定感染症予防指針を定めた。平成20年度から従来の1期、2期に加え、中学生に相当する年齢の者を3期、高校生に相当する者を4期として、予防接種法に基づき予防接種の対象を時限的に追加した。これは、麻しん・風しんの予防接種を1回しか受けていない世代に対し、2回目の接種機会を設け、免疫効果を高めようとするもので、平成24年度までの5年間の時限措置となっている。

基本的に3期、4期以外での接種は、国の指針に該当しない予防接種法に基づかない任意接種として取り扱われることになっている。

松山市では、国の指針による時期以外の任意接種も認められている。その接種による健康被害を受けた場合は、他の救済制度の適用を受けることになり、予防接種法に比べ救済額が、おおむね2分の1となるため、接種を受ける側がリスクを負うことになる。そのため、保護者の同意書の提出の上で、接種している。

今後、医師会との広域契約を行っている関係上、近隣市町との意向も確認し、調整を行う必要があるが、対応できる方法を検討していきたい。



予防接種のパンフレット

その他の質問事項

- ・ 節水による削減効果
- ・ 行政視察の来市に対する対応